

事業者の皆様へ



子育てしやすい 職場づくりに取り組む 企業を応援します

労働者が仕事と子育てを両立し、安心して働き続けることができる
職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。



子育てしやすい
職場づくり奨励金

[1制度導入]
奨励金 10万円

上限 20万円

対象制度

- 時間単位の年次有給休暇制度 ●育児短時間勤務制度(3歳未満を除く) 代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ
- [申請期間]対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して6か月以内

奨励金申請チェックシート

Q1 本社(又は主たる事業所)が島根県内にありますか?
 はい いいえ ▶ 対象外です

Q2 「中小・小規模事業者」または「資本金をもたない事業者については、常時雇用する労働者が300人以下」ですか?(下図参照)
 はい いいえ ▶ 対象外です

Q3 島根県内に事業所がありますか?
 はい いいえ ▶ 対象外です

Q4 その事業所で常時雇用する労働者数は、50人未満ですか?
 はい いいえ ▶ 対象外です

Q5 「時間単位の年次有給休暇」または「(3歳以上小学6年生以下の子どもがいる労働者が利用できる)育児短時間勤務等」の制度を、令和2年3月31日以前に就業規則に規定していますか?
 はい ▶ 対象外です いいえ

Q6 18歳までの子どもがいる労働者がいますか?
 はい いいえ ▶ 対象外です
 ↓ 時間単位の年次有給休暇制度
 ①当該制度を就業規則に規定
 ②18歳までの子どもがいる労働者が年度内に8時間以上利用
 ①+②で奨励金(10万円)の申請ができます

Q6 3歳以上小学6年生以下の子どもがいる労働者がいますか?
 はい いいえ ▶ 対象外です
 ↓ 育児短時間勤務制度
 ①当該制度を就業規則に規定(小学6年生以下の子どもがいる労働者が利用できる制度であること)
 ②3歳以上小学6年生以下の子どもがいる労働者が年度内に20日以上利用
 ①+②で奨励金(10万円)の申請ができます
 ※代替制度あり(詳細は中面へ)

中小・小規模事業者等とは
 資本金または常時雇用する労働者数のどちらかが、右記条件にあてはまる方です。

主たる事業	資本金	または	常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下		50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

資本金をもたない事業者
 常時雇用する労働者の数
 300人以下
 社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主など

発行/島根県政策企画局女性活躍推進課
TEL 0852-22-5245

詳細は 島根県女性活躍推進課のホームページをご覧ください。



お問い合わせ

松江商工会議所
TEL 0852-25-2556 または最寄りの商工会議所

島根県商工会連合会本所
TEL 0852-21-0651 または最寄りの商工会

子育てしやすい職場づくり
 奨励金対象制度の詳細は

中面へ